

新庁舎建設だより⑩

新庁舎実施設計基本案をまとめました

建設費の抑制や工期の短縮を図るために設計の見直しを行い、実施設計基本案をまとめました。

閲覧場所 市ホームページ、市役所1階情報コーナー、市民文化会館、図書館本館、体育館、青海公民館、南陵公民館

立体駐車場建設工事を発注しました

契約者 大和リース・水野組特定建設工事共同事業体

機能 3層4段、自走式立体駐車場
駐車台数 480台

工期 令和2年1月27日まで
※工期は進捗状況によって変更となる場合があります。

※事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。



問合せ 施設マネジメント課

☎ 47-6141、FAX35-4329

電子メール

chosyaseibi@city.tokoname.lg.jp

65歳以上の介護保険料の 低所得者負担軽減を強化します

65歳以上の介護保険料は、消費税10%への引き上げに伴い、低所得者の負担軽減強化が行われます。対象は、第1～3段階の人で、平成31年度の介護保険料（年額）が、下記（太字）のとおり変更となります。

○所得段階別介護保険料

段階 ^{※1}	対象	算定方法	保険料（年額）
1	生活保護受給者	基準額 ^{※2} × 0.45 ↓ 0.375	29,160円 ↓ 24,300円 (4,860円減額)
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
2	市民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ^{※2} × 0.75 ↓ 0.625	48,600円 ↓ 40,500円 (8,100円減額)
3	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ^{※2} × 0.75 ↓ 0.725	48,600円 ↓ 46,980円 (1,620円減額)

※1 第4～12段階については、変更はありません。

※2 基準額 = 64,800円

問合せ 高齢介護課介護保険チーム ☎47-6133、FAX34-7745

後期高齢者医療制度 保険料軽減の特例措置の変更

■保険料軽減特例の見直し

元被扶養者に対する保険料軽減の特例措置が、平成31年度から次のとおり見直されます。

平成29年度から段階的に見直しを行ってきた元被扶養者に対する軽減特例（※）のうち均等割軽減が平成31年度より制度本来の軽減になります（後期高齢者医療制度の対象になってから2年間は5割軽減）。

ただし、所得の低い人には引き続き「均等割」の軽減措置が適用されます。

※後期高齢者医療制度に加入することで、職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった人の保険料が急に増えることのないよう、保険料の均等割額を軽減し、所得割額を課さない軽減特例

元被扶養者に対する保険料軽減特例のうち均等割軽減の段階的見直し内容

見直し前	平成29年度	平成30年度	平成31年度
9割軽減	7割軽減	5割軽減	制度本来の軽減（※）

※後期高齢者医療制度の対象になってから2年間は5割軽減

問合せ 保険年金課医療チーム

☎ 47-6114、FAX36-3550

75歳[※]以上で後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減の軽減率が変わります

※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度から8割軽減が変わります。

介護保険料については、今年度から所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化（月平均405円軽減）されます。所得の低い年金受給者の人へは、今年10月から、年金生活者支援給付金（基準額月5,000円）の制度が始まります。

（例）年金収入80万円以下の人

平成30年度	平成31年度
9割軽減 (月平均375円納付)	8割軽減 (月平均750円納付)
保険料の納付額（1割）	保険料の納付額（2割）

注）介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。

問合せ

後期高齢者医療制度…保険年金課 ☎47-6114、

FAX36-3550

介護保険…高齢介護課 ☎47-6133、FAX34-7745

年金生活者支援給付金…ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165